

金額単位：円

平成29年度

1 平成28年度からの残金

区分	金額
平成28年度末基金残高 A	1,077,034

2 繰越事業予算額

区分	金額
平成28年度からの繰越事業	7,753,733

3 基金積立額

区分	金額
森林環境税 平成29年度 税収見込額	275,752,000
森林環境税 平成28年度 税収額確定に伴う精算額	12,061,178
平成29年度 神奈川県との共同事業負担金	20,000,000
基金利子収入	13,010
繰越事業分執行残額等	148,919
計 B	307,975,107

4 執行（充当）額

区分	金額
平成28年度繰越事業執行額	7,461,450
平成29年度森林環境保全基金事業費充当額 C	293,564,259
計	301,025,709

5 年度末基金残高

区分	金額
平成29年度末基金残高 A+B-C	15,487,882

※執行残額については、平成30年度の森林環境保全基金事業に充当予定。

平成30年度（予定）

6 平成29年度からの残金

区分	金額
平成29年度末基金残高 D	15,487,882

7 繰越事業予算額

区分	金額
平成29年度からの繰越事業	15,047,017

8 基金積立額

区分	金額
森林環境税 平成30年度 税収見込額	278,220,000
森林環境税 平成29年度 税収額確定に伴う精算額	5,353,460
平成30年度 神奈川県との共同事業負担金	20,000,000
基金利子収入	25,000
繰越事業分執行残額	292,283
計 E	303,890,743

9 執行（充当）予定額

区分	金額
平成29年度繰越事業執行額	15,047,017
平成30年度森林環境保全基金事業費充当額（H30予算額） F	310,151,000
計	325,198,017

10 年度末基金残高

区分	金額
平成30年度末基金残高 D+E-F	9,227,625

※執行残額については、平成31年度の森林環境保全基金事業に充当予定。

# 国の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）について

## ○森林環境税創設の趣旨

- ・地球温暖化防止、国土保全、水源涵養など、森林の有する公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めることは、国土や国民の命を守ることにつながる。
- ・一方、森林所有者の経営意欲の低下、所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在、担い手不足などが課題。
- ・こうした現状認識の下、国では、温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の安定財源を確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、森林を支える仕組みとして新たな税を創設。

## ○税の仕組み、使途

・森林環境譲与税については、新たな森林管理システムの施行と併せて平成31年度から、市町村やそれを支援する都道府県に譲与。税の使途は以下のとおり。

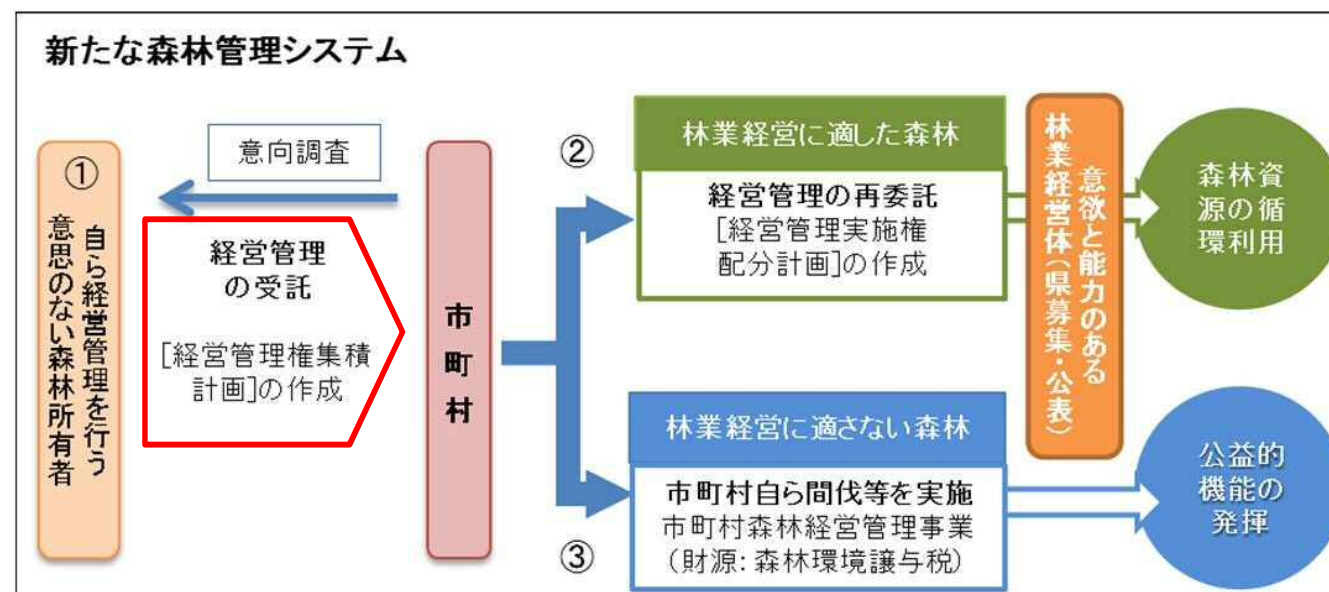
- ①間伐等の森林整備
- ②人材育成・担い手の確保
- ③木材利用の促進、普及啓発

・なお、森林環境税及び森林環境譲与税は、次期通常国会において審議予定（平成31年度税制改正）

## ○森林経営管理法(新たな森林管理システム)について(2019年4月施行)

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図る

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ③ 再委託できない森林や自然的条件に照らして林業経営に適さない森林は、市町村が自ら管理



## ○森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)について

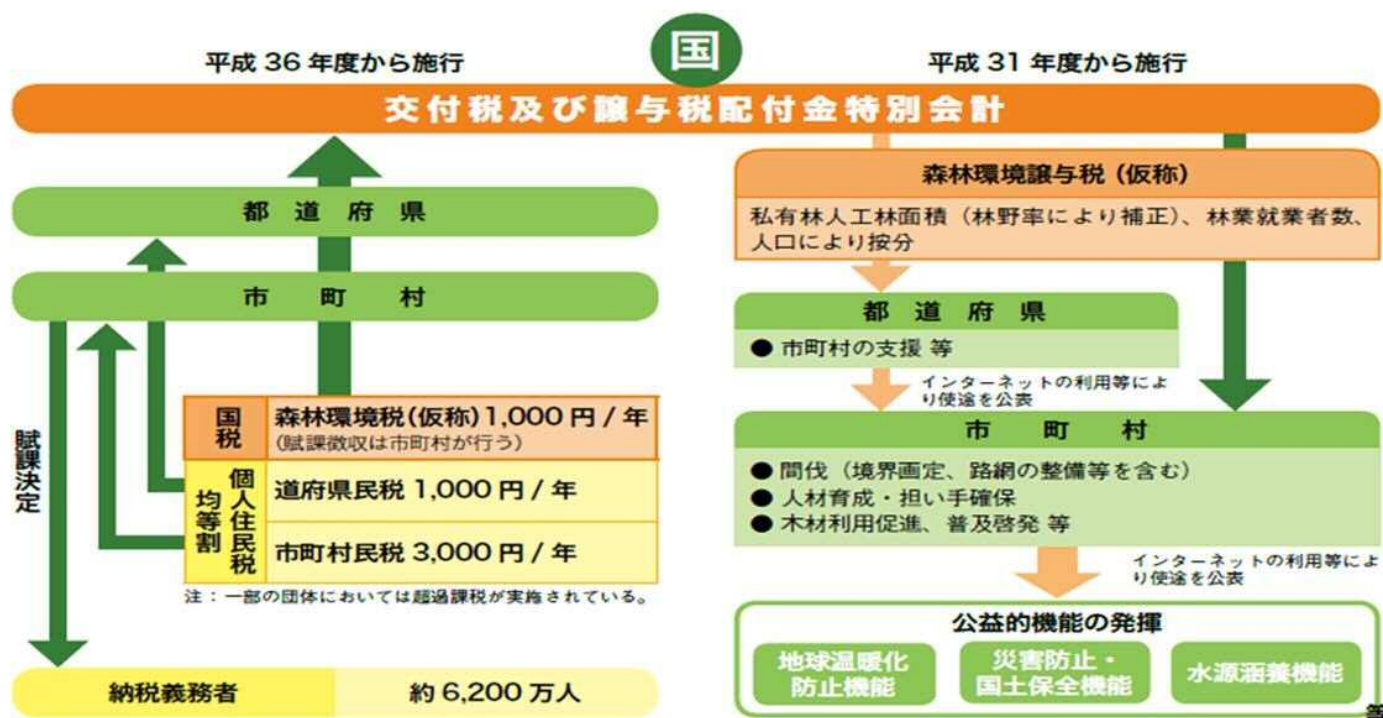
### (1) 森林環境税(仮称)について

- ・2024年度(平成36年度)から課税。税率は年額1,000円
- ・賦課徴収は市町村において、個人住民税均等割と併せて行う。

### (2) 森林環境譲与税(仮称)について

- ・2019年度(平成31年度)から譲与
- ・森林環境税(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び県に対して譲与

## 国の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）



市町村: 都道府県の割合	80 : 20				85 : 15				88 : 12				90 : 10		
市町村分	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540
都道府県分	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60

市町村分 — 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)  
 20% : 林業就業者数  
 30% : 人口  
 都道府県分 — 市町村と同じ基準

※ 収入は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利息を勘案していない。  
 ※ 課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の収入(約600億円程度)の概ね半分(約300億円)の譲与額となることが見込まれる。